神奈川県立平塚看護大学校学則

第１章　総則

（目的）
第１条　本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。）に基づき、看護師として必要な知識及び技術を修得し、ナイチンゲール看護思想に基づく看護を実践でき、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。
（名称）
第２条　本校は、神奈川県立平塚看護大学校（以下「大学校」という。）と称する。
（位置）
第３条　大学校の位置は、平塚市諏訪町20番12号とする。

第２章　課程及び学科等

（課程及び学科等）
第４条　課程、学科、入学定員、学級の編成、総定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課　程	学　科	入学定員	学級の編成	総定員	修業年限
医療専門課程	看護学科（3年課程）	80人	2学級	320人	4年

（在学年限）
第５条　在学年限は、8年とする。
２　第17条第1項の規定により転入学した者は、転入学後の修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）
第６条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
（学期）
第７条　学年を分けて次の2学期とする。
　前期　4月1日から9月30日まで
　後期　10月1日から翌年3月31日まで
（休業日）
第８条　休業日は、次に掲げるとおりとする。
(1)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(2)　日曜日及び土曜日
(3)　開校記念日　6月6日
(4)　春季､夏季及び冬季の休業　年間を通じて10週間の範囲内で大学校の長(以下｢校長｣という。)が定める日
２　前項の規定にかかわらず、校長が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は授業を行うことができる。

第４章　教育課程等

（授業科目、単位数及び時間数並びに単位の計算方法）

第９条　授業科目、単位数及び時間数は別表のとおりとする。

２　各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、1 単位の履修時間を 15 時間とする。

(2)　実験、実習及び実技については、1 単位の履修時間を 30 時間とする。

(3)　臨地実習については、1 単位の履修時間を 45 時間とする。

３　校長は、教育効果を考慮して必要があるときは、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、第 1 号の場合においては 15 時間から 30 時間の範囲内で、第 2 号の場合においては 30 時間から 45 時間の範囲内で、1 単位の履修時間を定めることができる。

（履修の届出）

第９条の２　学生は、履修しようとする授業科目及び単位数を校長に届け出なければならない。

（単位の授与及び授業科目の評価）

第９条の３　所定の授業科目の講義、実習等に必要以上の時間を出席し、その授業科目の学修の評価に合格した者には、当該授業科目の単位を授与する。

２　授業科目の学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

３　授業科目の学修の評価の方法及び配点並びに評価を受ける資格は、校長が別に定める。

（既修得単位の認定）

第９条の４　校長は、学生が大学校に入学する前に、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所において修得した単位で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表 3 に規定されている教育内容と同一の科目については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、大学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、これを大学校において修得したものとみなすことができる。

歯科衛生士
診療放射線技師
臨床検査技師
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
臨床工学技師
義肢装具士
救急救命士
言語聴覚士

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、総修得単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第１号の規定に該当する者で大学校に入学した者の単位については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第４２号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和６２年厚生省令第５０号）別表第４に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第４若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成２０年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第４に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、大学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、これを大学校において修得したものとみなすことができる。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、校長は、学生が大学校に入学する前に同一課程の看護師学校養成所において修得した単位で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和２６年文部省・厚

生省令第１号）別表３に規定されている教育内容と同一内容科目については、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、これを本校での履修に替え認定することができる。

５　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、総取得単位数の２分の１を超えないものとする。ただし、転入学による場合は、この限りではない。

第５章　入学、転入学、転学、休学及び退学等

（入学）

第10条　入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第11条　大学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第４号の規定により文部科学大臣が指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　大学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学志願の手続き）

第12条　大学校に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

(1)　入学願書（第１号様式）

(2)　高等学校等の調査書

(3)　その他校長が必要と認める書類

（合格者の決定）

第13条　校長は、入学志願者について別に定めるところの選考のための筆記試験、人物試験の結果及び出願書類の内容を総合的に判断し合格者を決定する。

（入学の手続）

第14条　合格者は、校長が指定する日までに誓約書（第２号様式）、保証書（第３号様式）及びその他校長が必要と認める書類に入学料を添えて、校長に提出しなければならない。

（保証人）

第15条　保証人は２名とし、独立の生計を営む者で授業料の債務を確実に履行できる者でなければならない。

２　保証人を変更したとき、又は保証人の住所に異動があったときは、学生は、保証人（事項）変更届（第４号様式）を速やかに校長に提出しなければならない。

（入学の許可）
第16条　校長は、第14条に規定する手続を終了した合格者に対して入学を許可する。
（転入学）
第17条　校長は、学校と同種の養成機関からの転入学を志願する者があるときは、選考の結果適当と認める場合に限り転入学を許可することができる。
２　第11条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第12条第２号中「高等学校の調査書」とあるのは「現に在学する養成機関の在学証明書及び単位履修証明書」と読み替えるものとする。
３　前項の規定にかかわらず、第１項の規定により転入学を志願する者が、神奈川県立平塚看護大学校条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第２項に該当する場合は入学検定料を、規則第13条第２項に該当する場合は入学料を免除する。
（転学）
第17条の２　学生が他の同種の養成機関に転学を志願しようとするときは、理由を記した書類を添えて校長に願い出て、許可を受けなければならない。
（欠席）
第18条　学生が、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめ欠席届を校長に届け出なければならない。ただし、急病その他特別の事情のため、あらかじめ欠席届が出せない場合は、速やかにその旨を校長に報告しなければならない。
（休学）
第19条　学生が、病気その他やむを得ない理由により引続き１月を超えて欠席しようとするときは、休学願（第５号様式）に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。
２　休学の期間は、通算して３年を超えることができない。
（復学）
第20条　休学中の学生が、休学した理由が消滅したことにより、又は、休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、復学願（第６号様式）に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。
（退学の許可）
第21条　学生が退学しようとするときは、保証人と連署した退学願（第７号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
（退学の処分）
第22条　校長は、学生が正当な理由がなく授業料を納付しないとき、又は心身の故障のため卒業の見込みがないと認められるときは、退学の処分を行うことができる。
（除籍）
第23条　校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
(1)　第５条に定める在学年限又は第19条第２項に定める休学期間を超えた者
(2)　死亡した者
（出席停止）
第24条　学生が感染症にかかり、又はその恐れがあるとき、その他校長が必要があると認めたときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

第６章　卒業の認定等

（卒業の認定）
第25条　校長は、大学校所定の修業年限を在学し、第９条に定める授業科目の単位を授与された者について、出席状況等を評価して卒業の認定を行う。

２　前項の規定により卒業の認定を受けた者については、高度専門士（医療専門課程）と称することができる。
３　出席日数が出席すべき日数の３分の２に満たない者は、卒業することができない。

（卒業証書の授与）
第26条　校長は、前条の規定により卒業の認定をした者に卒業証書（第８号様式）を授与する。

第７章　授業料等

（授業料等の額）
第27条　入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料の額は、神奈川県立平塚看護大学校条例（昭和46年神奈川県条例第54号）の規定による額とする。

（授業料等の納付）
第28条　授業料は、年額の４分の１に相当する額を第１期（４月から６月まで）、第２期（７月から９月まで）、第３期（10月から12月まで）及び第４期（１月から３月まで）に分けて、それぞれ４月、７月、10月及び１月の校長が指定する日までに納付しなければならない。
２　学生であった者についての卒業証明書又は成績証明書の交付を受けようとする者は、交付申請をする際に証明書交付手数料を納付しなければならない。

（中途入学の場合における授業料）
第29条　前条第１項に規定する期（以下「期」という。）の中途において入学した者の当該期に係る授業料は、年額の12分の１に相当する額に入学した日の属する月から当該期に属する最後の月数を乗じて得た額とし、校長が指定する日までに納入しなければならない。

（中途卒業等の場合における授業料）
第30条　年次の中途における卒業又は退学の場合には、当該卒業又は退学の日の属する期に係る授業料は納付しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（休学の場合における授業料の免除）
第31条　休学の場合において、その期間が期の全日にわたることとなるときは、当該期に係る授業料は免除する。

（授業料の免除等）
第32条　校長は、学業優秀であり、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（授業料の免除等の手続）
第33条　第31条に規定する場合のほか、前条の規定により授業料の免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、授業料免除（徴収猶予）申請書（第９号様式）に授業料の納付が困難である旨、又はやむを得ない事情がある旨を証明する書類を添え、校長に提出しなければならない。

（授業料免除等の理由解消の届出等）
第34条　授業料の免除又は徴収の猶予を受けた者は、その免除又は徴収の猶予を受けた理由が解消したときは、授業料免除（徴収猶予）理由解消届（第10号様式）を直ちに校長に提出しなければならない。
２　授業料の免除又は徴収の猶予を受けた理由が解消したときは、免除の場合にあっては年額の12分の１に相当する額に当該理由が解消した日の属する月から当該期に属する最後の月までの月数を乗じて得た額（一部の免除の場合にあっては、１から免除の割合を控除して得た数をこの額に乗じて得た額）の授業料を、徴収の猶予の場合にあっては徴収の猶予を受けなければ納付すべきであった授業料を、校長が指定する日までに納付しなければならない。

（授業料等の不還付）
第35条　すでに徴収した入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料は還付しない。ただし、

校長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

第８章　賞罰

（表彰）
第36条　校長は、品行方正で学業成績が優秀な者、その他学生の模範と認められる者を表彰することができる。
（懲戒）
第37条　校長は、教育上必要があると認めるときは、懲戒処分として学生に対して退学、停学又は訓告の処分を行うことができる。この場合において退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者である場合に限り行うことができる。
(1)　性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　成績が不良のため卒業の見込みがないと認められる者
(3)　正当な理由がなく出席が常でない者
(4)　大学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第９章　職員及び組織

（職員及び組織）
第38条　大学校に校長、副校長、管理課長、看護科長、教員、事務職員及びその他必要な職員を置く。
２　校長は、大学校に関する事務を総括する。
３　副校長は、校長を補佐し、校長に事故があるときはその職務を代理する。
４　管理課長は、大学校に関する庶務を総括する。
５　看護科長は、看護科を総括する。
６　校長は、大学校に関する重要な事項を審議するため、必要な組織を別に設置する。

第10章　健康管理

（健康診断）
第39条　校長は、学生に対し１年に１回以上の健康診断を実施する。

第11章　雑則

（実施細目）
第40条　この学則に定めるもののほか、大学校の管理等に関し必要な事項は、校長が定める。

附　則
この学則は、昭和47年４月１日から施行する。
附　則
この学則は、昭和54年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この学則は、平成２年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の第９条第１項の規定は、この学則の施行の日以後入学する者から適用する。
附　則

（施行期日）
1　この学則は、平成３年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

この学則は、平成４年 10 月 31 日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この学則は、平成６年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第９条第１項の規定は、この学則の施行の日以後入学する者から適用する。

附　則

（施行期日）
1　この学則は、平成９年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第５条、第９条、第９条の２、第９条の３、第 17 条第２項後段、第 17 条の２及び第 19 条第２項並びに第 24 条第１項、３項及び第４項の規定は、平成９年４月１日以降の入学者又は平成 10 年４月１日以降の第２学年への転入学者若しくは平成 11 年以降の第３学年への転入学者について適用する。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 13 年 12 月 28 日から施行する。ただし、第 11 条の入学資格の改正規定及び第９条関係別表は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 14 年３月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この学則は、平成 15 年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第 24 条の規定は、平成 15 年３月 31 日現在において在籍し、同年４月１日以降引き続き在籍する者については、従前の例によることができる。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 16 年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
この学則は、平成 16 年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この学則は、平成 16 年 12 月 14 日から施行する。
附　則
（施行期日）
この学則は、平成 17 年　７月 26 日から施行する。
附　則
（施行期日）
この学則は、平成 18 年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
1　この学則は、平成 21 年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　平成 21 年３月 31 日に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則
（施行期日）
1　この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
（施行期日）
1　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 28 年 6 月 13 日保人第 134 号承認）
（施行期日）
1　この学則は、平成 29 年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第４条、第５条及び第 19 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に神奈川県立平塚看護大学校の第１学年に入学する者について適用する。
3　平成 29 年３月 31 日に神奈川県立平塚看護専門学校に在学する者に係る修業年限、在学年限、休学期間、授業科目、単位数及び時間数については、この規則による改正後の各規則の規定（以下「改正後の規定」という。）にかかわらず、なお従前の例によることができる。
4　平成 29 年４月１日以後において、神奈川県立平塚看護大学校等に編入学し、転入学し、又は再入学した者に適用する授業科目、単位数及び時間数については、改正後の規定にかかわらず、当該者の相当する学年の在学者に適用する授業科目、単位数及び時間数と同じ授業科目、単位数及び時間数とすることができる。
附　則（平成 29 年３月 27 日届出）
（施行期日）
1　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　平成 29 年３月 31 日に神奈川県立平塚看護専門学校に在学する者（附則第７項において準用する改正後の第 17 条第１項の許可を受けた者を除く。附則第４項及び第５項において同じ。）に係る在学年限については、改正後の第４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この学則の施行の日以後において、大学校に編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る在学年限については、改正後の第４条の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る在学年限と同じ年限とする。

4　平成29年３月31日に学校に在学する者に係る被服の貸与については、なお従前の例による。
5　平成29年３月31日に学校に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、履修する学生の数が著しく少ない授業科目については、同表に規定する１又は２以上の授業科目をもってこれに代えることができる。
6　この学則の施行の日以後において、大学校に編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る授業科目、単位数及び時間数と同じ授業科目、単位数及び時間数とする。
7　平成29年３月31日から引き続き大学校に在学する者で、神奈川県立平塚看護専門学校条例の一部を改正する条例（平成28年神奈川県条例第61号）による改正後の神奈川県立平塚看護大学校条例（昭和46年神奈川県条例第54号）第３条に規定する修業年限並びに改正後の別表に規定する授業科目、単位数及び時間数（以下「改正後の修業年限等」という。）の適用を希望するものがあるときは、当該者については、改正後の第17条の規定を準用する。この場合において、同条第２項を「第13条及び第16条の規定は、前項の場合に準用する。」に読み替えるものとする。
8　校長は、平成29年4月1日から改正後の修業年限等の適用を希望する者があるときは、この学則の施行の日前においても、前項において準用する改正後の17条第1項の許可をすることができる。

附　則（平成31年３月12日届出）

（施行期日）
1　この学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月27日届出）

（施行期日）
1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月11日届出）

1　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月29日届出）

（施行期日）
1　この学則は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　令和４年３月31日に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（令和４年５月30日届出）

（施行期日）
1　この学則は、令和４年４月１日から施行する。